

## 「旅々やまぐち割プラス」クーポン登録店に関する概要

### 1. 「旅々やまぐち割プラス」の概要

#### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ本県の観光関連産業の維持及び持続的な需要回復を図るため、全国からの旅行需要及び旅行消費を喚起する山口県における全国旅行支援「旅々やまぐち割プラス」を実施する。

※ 新型コロナウイルスの感染状況（緊急事態措置やまん延防止等）により、事業を一時停止する場合があります。

#### (2) 実施主体

一般社団法人山口県観光連盟

#### (3) 概要

コロナ禍で落ち込んだ観光需要を喚起するため、本県への宿泊・旅行商品の割引を実施するとともに、旅行者に対して地域限定クーポンを発行する。

○割引額（1人1泊・回あたり）

割引率	割引上限額			地域限定クーポン
	宿泊旅行		日帰り旅行	
40%上限	交通付き	交通無し		5,000円
	8,000円	5,000円	休日 1,000円	

※ 詳細につきましては、公式ホームページ掲載のマニュアルをご参照ください。  
なお、マニュアルは随時更新します。

### ■旅々やまぐち割プラスクーポン

#### ①配布額面

一人1泊（日帰り旅行の場合は1旅行）あたり

平日 3,000円分（1枚あたり券面額 1,000円クーポン×3枚）。

休日 1,000円分（1枚あたり券面額 1,000円クーポン×1枚）。

※ 大人・子ども一律です。

※ 旅行代金一人1泊（日帰り旅行の場合は1旅行）あたり平日 5,000円未満（休日は 2,000円未満）は、配布の対象外です。

#### ②使用可能場所

山口県内の「旅々やまぐち割プラスクーポン登録店」として登録する店舗。

※ 土産物店や飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等を含みます。

#### ③有効期間

○宿泊旅行の場合（登録宿泊施設が発行）

チェックイン日からチェックアウト日まで使用可能です。

○日帰り旅行の場合（登録旅行会社が発行）

旅行催行日のみ使用可能です。

※ 期間内に使用しなかったものは期間外で使用できません。

#### ④使用制限等

○1人あたりの使用制限はありません。

○その他割引と併用可能です。

※ ただし各種割引適用後に本クーポンを適用します。

## 2. クーポン登録店

### (1) 条件

以下のすべてを満たす事業者等であること。

- ① 山口県内の土産物店や飲食店、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等であつて、国内口座を有していること。
- ② 「山口県暴力団排除条例」(平成 22 年 山口県条例第 37 号) を遵守すること。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業種別ガイドラインを遵守し、その旨店頭など旅行者から見えやすい場所又は Web サイトで対外的に公表すること。  
※ 飲食店として登録する場合は、「やまぐち安心飲食店」の認証を受けていることを証明する認証の決定通知書のコピーを添付すること。  
※ 国の GoTo トラベル事業における地域共通クーポン取扱店舗の場合は、申請書のチェック欄にチェックを入れること。
- ④ 行政からの要請(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号))の規定に基づく営業自粛要請、時短営業要請等に従うこと。
- ⑤ クーポン登録店において従業員に感染者が出た場合や、クーポン登録店を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合においては、その状況について、遅滞なく事務局に報告を行うこと。
- ⑥ 事務局が提供するクーポン登録店用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- ⑦ クーポン登録店であることが明確になるよう、事務局が提供する販促ツール(ポスター、ステッカー等)を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- ⑧ 旅々やまぐち割プラス公式ホームページ上に事業者名、所在地等の公開に同意すること。
- ⑨ 県内に複数の店舗等を所有する事業者等は、参加登録する店舗等を明確にし、登録申請とともに、次のいずれかを選択すること。  
(1) オーナーが全店舗等分取りまとめて換金申請する、  
(2) 各店舗等が個別に換金申請する。
- ⑩ 山口県観光連盟が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について山口県の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- ⑪ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。  
※上記内容に反する場合、登録を取消すことがあります。また、万一虚偽の換金申請等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。  
※山口県観光連盟が登録にふさわしくない事業者として判断する場合があります。

### (2) クーポン換金条件

- ① 使用済みクーポンには、使用日及びクーポン登録店を記載してください。クーポンに有効期間、使用日及びクーポン登録店名の記載がない場合、換金できません。
- ② クーポン半券がない場合は換金できません。
- ③ 使用済みのクーポンは再度使用することはできません。
- ④ 換金申請については「旅々やまぐち割プラス使用済みクーポン回収センター」に提出してください。指定伝票と封筒を事前に配布し、送料は事務局が負担します。
- ⑤ 換金申請は最終報告日までに行ってください。最終報告日以降は一切受付できません。
- ⑥ 事業が一時停止された場合、または事業の適用外期間が設けられた場合は、クーポンの使用を停止します。

- ⑦ クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、山口県観光連盟及び事務局は責を負いません。クーポンの盗難・紛失・滅失等については、登録事業者等へ損害賠償責任が発生する場合があります。
- ⑧ 本事業に係る証拠書類等は、国及び県の監査対象となる可能性があることから、事業終了の翌年度から起算して5年後の年度末まで、各クーポン登録店で保管してください。

### (3) 責務等

以下のすべてを遵守する必要があります。

- ① クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
  - ・ クーポンの有効期間及び発行箇所名（登録旅行会社名、登録宿泊施設名）
  - ・ クーポンの偽造、変更及び模造の有無
  - ・ 提供する商品等が、旅々やまぐち割プラスで定めるクーポンの利用対象にならない商品等に該当しないこと。
- ② 発行箇所名（登録旅行会社名、登録宿泊施設名）や有効期間の記載がない、不鮮明、修正されているクーポン、有効期間を経過しているクーポン、破損しているクーポンは受取りを拒否すること。
- ③ デザインや色合いが明らかに違うこと等により偽造されたクーポンと判別できる場合等は、その受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局へ報告すること。また、確認用として配布する見本シートは、クーポンを取扱う全ての者に周知すること。
- ④ クーポンを現金と交換、または第三者への売買、譲渡しないこと。
- ⑤ クーポンの券面額以下の金額の使用の場合、釣銭は渡さないこと。また、クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受すること。
- ⑥ クーポンを使用して購入した商品等の返品の際には返金をせず、クーポンを返却すること。
- ⑦ クーポン登録店で独自にクーポンの使用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等でその旨を明示すること。
- ⑧ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポンの使用上限額を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示すること。
- ⑨ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン使用者に不利となる差別的扱いを行わないこと。
- ⑩ 有効なクーポンを使用しようとする旅行者からクーポンの使用に関し苦情又は相談を受けた場合、クーポン登録店と旅行者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘もしくは指導を受けた場合等には、クーポン登録店の費用と責任をもって対処し、解決にあたること。
- ⑪ クーポン登録店が旅行者の不正使用を知り得ながらクーポンを受取ること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該クーポン登録店におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、クーポン登録店又は旅行者が不正に利益を得た場合、クーポン登録店は、受取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- ⑫ 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金申請がされ、事務局がクーポンの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。またクーポン登録店は、事務局から指示があった場合又はクーポン登録店が必要と判断した場合には、クーポン登録店が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。

- ⑬ その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

#### (4) 留意事項

- ① クーポンの有効期間は、日帰り旅行の場合、旅行催行日のみです。宿泊旅行の場合、チェックイン日からチェックアウト日までです。期間内に使用しなかったものは期間外に使用できません。
- ② 換金申請については「旅々やまぐち割プラス使用済みクーポン回収センター」に提出してください。指定伝票と封筒を事前に配布し、送料は事務局が負担します。

<必要書類>

(1) 換金伝票

(2) 使用済みクーポン半券（使用日及びクーポン登録店名を記載したもの）

- ③ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談してください。
- ④ 換金申請は、「旅々やまぐち割プラス使用済みクーポン回収センター」到着日を基準として、月2回（毎月10日、25日）取りまとめ、不備がない場合は申請に応じた金額を、到着日から1ヶ月程度で指定口座に振込みます。  
換金申請はクーポン登録店に限り行うことができ、それ以外の個人・団体からの換金申請には応じません。
- ⑤ 振込手数料は事務局が負担します。收受したクーポンは、必ず使用日の翌月（毎月10日、25日の締切日いずれかまで）に換金申請をお願いします。
- ⑥ 報告に不備等があり、内容確認・修正に時間を要する場合は、振込みが遅れる場合があります。振込日が土日祝日にあたる場合は、その前平日に前倒して振込みます。
- ⑦ 換金申請はクーポン登録店に限り行うことができ、それ以外の個人・団体からの換金申請には応じません。
- ⑧ 観光地における消費喚起をするという制度趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポン券の使用対象となりません。

クーポン券の使用対象とならない商品等

##### 【行政機関等への支払い】

- 所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- 社会保険料（医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等）
- 宝くじ（当せん金付証票法昭和23年法律第144号に基づくもの）、スポーツ振興くじ（スポーツ振興投票の実施等に関する法律平成10年法律第63号に基づくもの）
- その他（自治体指定のゴミ袋、公営競技競馬、競輪、競艇、オートレース等）

##### 【日常生活における継続的な支払い】

- 電気・ガス・水道・電話料金等
- NHK放送受信料
- 不動産賃料
- 駐車場の月極定期利用料
- コインパーキング等の一時利用に係る料金は対象
- 保険料（生命保険、火災保険、自動車保険等）

##### 【換金性の高いものの購入】

- 金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、店舗が独自に発行する商品券等）
- プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- 金融商品（預貯金・振込、株式、投資信託、社債、公債等）

## 【その他】

- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等
- 授業料、入学検定料、入学金等
- アクティビティのガイド料等は対象旅行代金に含まれず別払いのものが対象
- 宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金、旅行代金
- 既存の債務の弁済
- 各種サービス、旅行代金のキャンセル料
- 電子商取引
- 無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの
- 公序良俗に反するもの
- 社会通念上不相当とされるもの
- その他各登録店舗が指定するもの

## 3. 参加申請方法

本事業への参加（クーポン登録店への登録）を希望される事業者様は、以下の書類をクーポン登録店受付・提出先まで提出してください。お手数ですが、郵送料は事業者様でご負担ください。申請書受理後 10 営業日程度で結果をメール又は F A X にて通知します。

### <提出書類>

- ① 「旅々やまぐち割プラス」クーポン登録店参加申請書
- ② 事業等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類の写し  
※営業許可証、開業届、確定申告書、納税証明書、など事業に係る書類
- ③ 「旅々やまぐち割プラス」クーポン登録店参加店舗等一覧
- ④ 口座番号を確認できる書類  
(通帳の表紙と中開きのページ(通帳を開いた最初のページ)のコピー)
- ⑤ やまぐち安心飲食店認証決定通知書のコピー  
※飲食店として登録を希望する場合に限る

### クーポン登録店受付・提出先

「旅々やまぐち割プラス」登録店受付センター  
(大日本印刷株式会社 黒崎ソリューションセンター内)  
〒805-8799 日本郵便株式会社 八幡郵便局 私書箱第9号

※参加申請書をご記入の上、お手持ちの封筒に別紙「封筒貼付用宛名」を貼付しご送付ください。切手代はご負担ください。

なお、メールや F A X 等、郵送以外での申請書の受付は行っておりません。

### お問合せ

旅々やまぐち割プラス事務局（地域クーポンチーム）

F A X : 083-973-2103

メール : y\_tabitabiplus\_004@bsec.jp

※電話でのお問合せ対応は行っておりません。メールか F A X でお問合せください。